## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-1
処分の種類	適格性の喪失による漁業権の取消				
根拠法令条例等・ 条項	漁業法第38条第1項				
処分の概要	漁業権者が適格性を喪失したことによる漁業権の取消				
処分基準 (未設定の場合は その理由)	(漁業権者が適格性を喪失したことによる漁業権の取消  歩き数で、後令等の規定において買い版くされているため)  きず引漁業が第14条、第38条第1項  を対う漁業が第14条、第38条第1項  を対していての適格性)  田書すると思う。自然は、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きで				
基準の制定根拠	_				